

ネオリベラリズム

目次

- I. はじめに
- II. 新自由主義者が目指すもの
- III. 日本の伝統
- IV. 小泉改革
- V. 政治的自由主義

I. はじめに

「ネオリベラリズム」、日本では新自由主義、などと訳される。（「ニューリベラリズム」とは別物。）

元来「自由放任的」で「政府介入」を嫌うという思想を持つ古典的自由主義は、「不況期には、政府が積極的なマクロ経済政策を行うべき」というケインズ政策によって、一度否定された。

その後、一九七〇年代のインフレと失業の併存、それに伴う政府の肥大化という状況から、ケインズ政策を批判し、再び古典的自由主義を再評価し、見直し、活用する、という「ネオリベラリズム」が日の目を浴びた。

しかし、今日、日本においては、ネオリベラリズム・新自由主義という思想に対する誤解が蔓延している。その誤解とは、主に

- ・自由放任主義的で、政府の介入を許さない
 - ・市場原理主義的で、政府の役割を軽視している
 - ・弱者を激しい競争にさらし、切り捨てる恐ろしい思想である
- といったものである。

しかし、上記した通り、これらはすべて全くの「誤解」である。これらの誤解を訂正し、正しくはいかなる思想であるか、を伝えることを今日の勉強会の目的とする。

Ⅱ. 新自由主義者が目指すもの

ここで、新自由主義者が目指す「誤解のない本当の新自由主義」について述べる。

新自由主義とは、

- ・資源分配面では、市場競争を重視し、それを妨げるような企業の行動を一切禁止する。

- ・所得の再分配においては、最小のコストで最大の効果を達成できるよう、効率性を重視する。

- ・政府によって行われる社会保険制度は、その負担としての保険料が確実に徴収できるような、公平な制度を構築する。

- ・市場が適切な価格決定や効率的な生産が行えない、つまり市場に足りない部分を、政府が補う。(新自由主義に限らず、経済学の鉄則)。
である。

そして、その「政府が補う部分」として、①公共財、②景気の安定、③所得の再分配、といったものが挙げられている。但し、それはあくまでも「市場では供給できない」ものを供給するための役割であり、その程度は必要最低限にとどめなければならない、という考えである。

つまり、

1. 基本的に、目的（あるいは利潤、利益の追求）を達成する手段としては、政府を使うのではなく、市場と企業による自主的な取り組みを以て目指すべきである。

2. 価格決定と需要供給のバランスにおいて市場の役割を信頼しており、できる限りのモノ・サービスの供給を市場に委ねるべきである。

3. 政府が規制をかける際は、事前的規制（政府の認可がないと市場に参入できない）ではなく、事後的規制（参入ではなく、その事業すべてにおいて恒久的に規制を受ける）

方が市場の活性化につながるため、事後的規制にすべきである。

というのが新自由主義の主な思想である。

政府が行うのは、「最低限の政府としての仕事」と「市場を活性化させる」ためのルール作りである、というのが新自由主義の考えである。

Ⅲ. 日本の伝統

元来、自由主義や市場競争は西欧の価値観を押し付けられたものであり、村落や家族を重視する「共同体主義」的な日本には合わない、という主張がある。「市場原理主義の小泉政権によって壊された日本本来の伝統を取り戻すべきである」という表現を用いられる場合も少なくない。

しかし、元来明治維新から戦前までは関税率は低く、輸入制限もほとんどなく、日本への投資も歓迎している点を鑑みると、古典的自由体制であった、といえる。

さらに時代をさかのぼれば、平清盛（神戸を港として開発、貿易の促進）や織田信長（自由貿易と楽市・楽座等の自由主義政策）も自由貿易、市場の導入によって莫大な富を得ていた。

対して、一九四〇年体制（軍部の増長による統制）や一九七〇年体制（田中角栄の社会主義的な政策）によって、経済成長の阻害要因となった。特に一九七〇年体制の弊害としては、赤字国債の発行、地域間格差の拡大、間違った減反政策等が起こり、「失われた20年」の原因の一端を担っている。

これらの点を鑑みると、日本の発達には自由主義が背景として存在していたことが多く、これらの思想は日本との親和性も高いと考えられる。

Ⅳ. 小泉改革

日本において、市場原理に基づく新自由主義政策を取り入れた成長戦略を提唱したのが、小泉純一郎である。「規制緩和・民営化」を軸に、郵政民営化を本丸とした選挙が行われたことなどを鑑みても、まさに新自由主義的政策といえる。しかし、この改革、成長戦略によって格差が拡大した、という説が今では一般化してしまっている。しかし、これは全くの誤解である。

たとえば、派遣法規制緩和によって、いわゆる「派遣切り」が増えた、というのは全くのウソである。

元来、派遣法は企業の利益追求のためではなく、労働者のための政策である。高い失業率を改善するために、不安定でも雇用機会が増えたほうが良い、という考えに基づくものである。これを否定するのは、「安定雇用でなければ雇用はないほうが良い」、という乱暴な考えである。確かに会社が正社員のみになれば見せかけの賃金は上がるが、安定雇用でない労働者を労働市場から締め出しただけであり、ジニ係数（所得階層のトップとボトムの水準を直接比較する方法）における格差の拡大は明白である。

格差拡大の原因は、景気の停滞と高齢化、の他にもさまざまな要因が絡み合った原因である。この派遣法緩和がなければ、上記した通り労働市場の縮小と格差のさらなる拡大を招いたと考えられる。

郵政民営化や、規制緩和等はまさに、「民でできることは民で」という新自由主義的な側面を持っていたのである。

V. 政治的側面における新自由主義

これまで、新自由主義の「経済的側面」に触れてきた。ここからは、政治的な意味での「新自由主義」について説明する。政治的自由が保障されねば、経済的自由は保障されないからである。

著書「資本主義と自由」の中で、ミルトン・フリードマンはこう述べている。
「州法に縛られ、特定の職業には免許を受けない限りつくことのできないアメリカ市民は、やはり基本的な自由を奪われている。自分の持っているものを何かと交換したい、たとえばスイス人の時計と交換したいのに、輸入割当制度のせいでそれができないとすれば、やはり基本的な自由を奪われている」。

広義の自由の中には経済的自由も含まれると同時に、その経済的自由を保障するためには政治的自由が必要なのである。それと同時に、競争資本主義は、政治的自由をも促す。

人類が、明確に政治的自由を保障されていた時代や場所は、歴史的にみるととても限られている。19世紀から20世紀の西欧では、歴史上きわめて稀であり、その間に資本主義が生まれたのである。また、ギリシャやローマの全盛期にもそうであった。自由主義のもとで政治的自由が出現したのである。

しかし、ファシズム下のドイツ、イタリア、スペインは、資本主義であったが、政治的自由は保障されていなかった。このことを考えても、政治的自由の保障は極めて大きな課題なのである。

VI. まとめ

いままで、新自由主義の世間一般の認識、イメージが誤解であること、何を指しているのか、ということ、日本との相性や実際に小泉政権時に行われた政策の例、最後に政治的自由の重要性を説明してきた。

新自由主義は、確かに経済の停滞を解消する、一つの答えとなりえるかもしれない。しかし、それはあくまでも新自由主義者が唱える「市場原理」が絶対的にただしければ、という前提がある。さらに、実際に新自由主義政策をとるとしても、上記した政府の機能（ルールと審判の役割、などと言われる）をそれ相応にとること、必要になるセーフティネットの創設、拡充が求められる。

しかし、一つだけ言えるのは、「ジャングルのような弱肉強食」「弱者切り捨ての恐ろしい社会」という世間の認識は、絶対に正しくないのである。